

# 紀 要

第 19 号

2006. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

# 初期信楽鉢の変遷について

松澤 修

## 1. 初期信楽鉢の鉢について

### (1) はじめに

ここで記述する初期の信楽焼とは、松澤編年（松澤「南松尾窯跡」『出土文化財資料化収納業務報告書Ⅰ』2004年 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会）のⅠ期からⅢ期のものを指す。信楽焼の鉢が播鉢・播り目をつけない段階の捏鉢と播り目をつけ始める段階の播鉢がそれにあたる。当該期の鉢は窯跡からの資料が少ないため、判然としておらず、Ⅰ期からⅡ期には鉢は焼成していないという見解（秋田裕毅「信楽の流通について」『中世信楽の実像を探る』1997年近江風土記の丘資料館）もある。しかし、各地の消費地遺跡の資料を通覧すると播り目を有する播鉢のほかにも、その規格に属さない播り目を有さない製品が一定量存在することが確認できる。ここではそれらの製品を取り上げ、それらが信楽焼の当初の鉢であることを明らかにし、併せてその編年を行うこととするものである。

### (2) その器形について

Ⅰ期の捏鉢：Ⅰ期のもとは推定している鉢は器を大きく、深くつくるもので、薄手で精良な製品である。

1は守山市横江遺跡出土。口径が大きい。体部は薄手で深く内湾して立ち上がる。口縁は僅かに外反させそのまま尖らせて収める。

2は守山市杉江遺跡出土。上記の規定に収まらないものであるが、本器は常滑型のものであり、その常滑の編年（赤羽一郎・中野晴久「生産地における編年について」『全国シンポジウム「中世常滑焼をおって」資料集』1994年 日本福祉大学知多半島総合研究所）に照らして時期的にⅠ期のものであることから、ここで取り上げているものである。口径が大きく、体部はほぼ直線的に開いて立ち上がり、口縁はやや肥厚し、内側から外側にナデて丸く収める。

3は草津市五条南山田遺跡出土。Ⅰに比して口径

は小さい。器高は深く、体部は薄手で内湾して立ち上がり、口縁は外反させ丸く収める。

4は守山市杉江遺跡出土。体部は薄手で内湾して立ち上がり、口縁は外反させその端部は丸く収める。

5は伝世品。1より厚手のつくり。器高は深く体部は内湾して立ち上がる。口縁は外反させ丸く収める。

6は守山市横江遺跡出土。本器も2と同様常滑型で、時期的に本期に収まるものである。小型の製品。体部は直線的に開き、口縁は外反させ丸く収める。体部に比して注ぎ口が大きい。

Ⅱ期の捏鉢：Ⅱ期のもとは推定している鉢は、Ⅰ期の鉢とほぼ同様の器形につくるが、器高が低く、やや浅くなり、体部の内湾が小さくなるものである。

7は近江八幡市千僧供遺跡出土。Ⅰ期の2を若干小振りにした形であるが、口縁のつくりが異なる。2の後継器種であろう。

8は草津市五条南山田遺跡出土。体部は僅かに内湾して立ち上がり、口縁は外反しその端部は丸く収める。

9は草津市五条南山田遺跡出土。体部は僅かに内湾して立ち上がり、口縁は外反しその端部は丸く収める。

10は栗東市林遺跡出土。体部は内湾して立ち上がり、口縁は外側に引き出しその端部は尖らせて収める。内面をナデツケ調整している。

11は栗東市東阪遺跡出土。体部は内湾して立ち上がり、口縁は外反しその端部は丸く収める。

12は栗東市総遺跡出土。体部は若干内湾して立ち上がり、口縁は外反しその端部は尖らせて収める。

13は守山市横江遺跡出土。体部は内湾して立ち上がり、口縁は外反しその端部は尖らせて収める。

Ⅲ期の捏鉢・播鉢：Ⅲ期の鉢はⅡ期の鉢に比してその器高、口径などは若干低く、小さくなり、口縁部の外反が強くなるほか、その体部の立ち上げで再び内湾度が強くなる。また、特に釜ヶ谷窯跡の製品

に目立つが、その器厚が厚くなる傾向のものが見られる。また、ヘラによる一本播り目が施される播鉢が作り出される。

14は守山市横江遺跡出土。体部は内湾して立ち上がり、口縁は外反しその端部は尖らせて収める。体部内面にヘラによる一本播り目を施す。

15は守山市杉江遺跡出土。体部は内湾して立ち上がり、口縁は外反しその端部は尖らせて収める。内面にヘラによる一本播り目を施す。

16は栗東市糺遺跡出土。体部は強く内湾して立ち上がり、口縁は外側に巻き込む形で丸く収める。内部にヘラによる二本単位の本播り目を施す。

17は近江八幡市堀之内遺跡出土。体部は内湾して立ち上がり、口縁は外反しその端部は尖らせて収める。内面にヘラによる一本播り目を施す。

18は五位の木窯跡出土。体部は内湾して立ち上がり、口縁は外反しその端部は尖らせて収める。播り目は施さない。

19は守山市横江遺跡出土。体部はほぼ直線的に開いて立ち上がり、口縁は外反しその端部は尖らせて収める。内面にヘラによる一本播り目を施す。

20は栗東市糺遺跡出土。体部は内湾して立ち上がり、口縁はその上端をナデてその断面が方形となる形で収める。内面にヘラによる一本播り目を施す。

21は彦根市古屋敷遺跡出土。体部は強く内湾して立ち上がり、口縁はその上端をナデてその断面が方形となる形で収める。内面にヘラによる一本播り目を施す。

22は守山市横江遺跡出土。体部はほぼ直線的に開いて立ち上がり、口縁は外側に巻き込む形を作る。播り目は施さない。

23は守山市杉江遺跡出土。体部は僅かに内湾して立ち上がり、口縁は外反しその端部は尖らせて収める。播り目は施さない。

24は彦根市古屋敷遺跡出土。体部は内湾して立ち上がり、口縁は僅かに外方に引き出しその端部は尖らせて収める。播り目は施さない。

25は彦根市妙楽寺遺跡出土。体部は内湾して立ち上がり、口縁は外反しその端部は尖らせて収める。内面にヘラによる一本播り目を施す。

### (3) その原型について

以上、信楽焼の初期の鉢と考えられる例を通覧してきたが、これらのⅠ期、Ⅱ期とした鉢はⅣ期以降の窯跡から出土しない、播り目を付けない、などの点、更に、その形態の特徴から信楽焼の初源の鉢と考えられるのである。Ⅰ期の鉢の特徴はⅠの鉢にみられる如く、大型薄手で深く内湾する形態である。この形態を作る鉢は越前焼、常滑焼にそれぞれ認められる。常滑焼では灰釉陶器の流れである大平鉢の類であり、また、越前焼ではその企期に分類される鉢（榎崎彰一、田中照久「越前編年表」『越前古陶とその再現』出光美術館1994年）である。越前のその後の鉢は呈示されていないので明らかではないが、常滑ではその内湾する体部を持つ鉢は5期までであり（赤羽一郎、中野晴久『前掲書』）、6期以降は直線的な体部をもつ鉢に変化する。従って、信楽で常滑の形態を直接的に取り入れたとすれば、常滑の5期の段階のものと言い得よう。ただ、常滑の鉢はその器高が低く、信楽の鉢に比して浅い形態の鉢である。これに対し越前の鉢は信楽の鉢と同様に器高が高く、深い形態につくる。更に、常滑、越前ともに高台を付しているが、常滑のそれは高く、台としての機能が明白であるのに対し、越前のそれは形ばかりの台である。その点で横江遺跡の例は高台様に底部が張り出してつくられており、越前の高台に相似する。従って、信楽の鉢の原鉢に形は越前の鉢がそれにあたるものと考えられる。それとともに2のような常滑型の鉢も併せて生産しているものと考えられる。それは、常滑型の体部が直線的に開く形の鉢は信楽でその後も陸続として生産されており、やはり、信楽の開窯時からそのような製品がつくられているものとみる必要があるからである。因みに2は常滑の6a期の鉢に相当するものと見られる。

信楽の鉢は以上の如く、越前の鉢にその原型があり、それと平行して常滑の鉢の形態もとり入れて信楽独特の鉢をつくりあげてきたものとみなされるのである。

## 2. Ⅳ期の播鉢

### (1) はじめに

本項では信楽における独自の形態をつくりあげ

たIV期の播鉢について、その基本的内容を明確にするため、主としてその口縁部から底部まで、その全体の形状が明らかとなる例品あるいは、関連する他の窯跡の例品を取り上げ、当該期の播鉢の特徴を記述する。

1は近江八幡市堀之内遺跡出土。体部は直線的に開き、口縁部にいたる部分で内湾し、口縁は外側につまみ出す形で外反する。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。

2は信楽町内出土。「長祿二年」の墨書銘がある。体部は内湾して開き、口縁部は外側につまみ出す形で外反する。口縁部の一方所に外側に引き出す形の注ぎ口をつくる。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

3は能登川町林遺跡出土。体部は内湾して開き、口縁部は外反させその端部は丸く収める。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

4は彦根市妙楽寺遺跡出土。体部はほぼ直線的に開いて立ち上がる。口縁部は部分的に肥厚するが基本的には外反させ、その端部は丸く収める。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。外側に引き出す形の片口を設ける。全体は横ナデ調整で整形する。

5は近江八幡市堀之内遺跡出土。1の播鉢に相似した形態につくる。四本単位の櫛状工具による播り目を施す。その下半は使用による摩耗で消滅している。全体は横ナデ調整で整形し、1と同様体部外面の下部に指頭圧痕による整形痕が残る。

6は彦根市妙楽寺遺跡出土。体部は直線的に開いて立ち上がる。口縁部は外側につまみ出す形。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

7は近江八幡市堀之内遺跡出土。体部は内湾して開き、口縁部は外反させその端部は丸く収める。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

8は栗東市総遺跡出土。体部は内湾して開き、口縁部は外側につまみ出す形で尖らせて収める。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

9は高島市新庄城跡出土。体部は内湾して開き、口縁部は外側につまみ出す形で尖らせて収める。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

10は栗東市総遺跡出土。体部は内湾して開き、口縁部は外反させその端部は丸く収める。その口縁部に外側に引き出す形の片口を設ける。三本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

11は彦根市妙楽寺遺跡出土。体部はほぼ直線的に開き、口縁部付近で内傾させその端部では逆に外反、尖らせて収める。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。播り目は使用による摩耗ですり減っている。全体は横ナデ調整で整形する。

12は彦根市妙楽寺遺跡出土。体部は直線的に開く。口縁部は外反させその端部は尖らせて収める。三本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。その播り目は使用による摩耗で下部が消滅している。全体は横ナデ調整で整形する。

13は奈良県奈良奉行所出土。体部は直線的に開いて立ち上がる。口縁部は外側に折り曲げる形で端部は尖らせて収める。口縁部の内側に一条の沈線を施し、片口を設ける。四本単位の櫛状工具による播り目を施す。その下半は使用による摩耗で下部が消滅している。全体は横ナデ調整で整形する。

14は京都市臨川寺旧境内出土。体部は内湾して開き、口縁部は外反させその端部は丸く収める。五本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。その播り目は使用による摩耗で下部消滅している。全体は横ナデ調整で整形する。

15は高島市新庄城出土。体部は内湾して開き、口縁部付近で一旦その厚さを減じ、口縁部は外反させその端部は尖らせて収める。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。その播り目下部は使用による摩耗で消滅している。全体は横ナデ調整で整形する。

16は大津市浮御堂遺跡出土。体部は内湾して開き、口縁部は外側に折り曲げその端部は丸く収める。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

17は伝世品。体部は直線的に開く。口縁部はそ

の端部を尖り気味に取め、片口を付している。口縁部の内面に一条の沈線を施す。4本単位の櫛状工具による播り目をやや密に施す。全体は横ナデ調整で整形する。

18は安土町十七遺跡出土。体部は内湾して開き、口縁部は若干外反させその端部は尖らせて取める。口縁部内面一条の沈線を施す。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。その下半は使用による摩耗で消滅している。全体は横ナデ調整で整形し、体部外面の下部は不整方向のナデで整形する。

19は安土町十七遺跡出土。体部は内湾して開き、口縁部はそのまま上方につまみ上げる形で尖らせて取める。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

20は安土町十七遺跡出土。体部は内湾して開き、口縁部は外反させその端部は丸く取める。口縁部に片口を設ける。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

21は栗東市総遺跡出土。体部は内湾して開き、口縁部は外反させその端部は丸く取める。口縁部内面に一条の沈線を施す。三本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

22は彦根市妙楽寺遺跡出土。体部は内湾して開き、口縁部は外反させ端部は尖らせて取める。五本と四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

23は彦根市妙楽寺遺跡出土。体部は内湾して開き、口縁部は外側に折り曲げその端部は尖らせて取め、片口の注ぎ口を設ける。五本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

24は甲賀市宮町遺跡出土。体部は直線的に開き、口縁部はそのままその上端をナデで平縁につくる。口縁部の三カ所に引き出した形の注ぎ口を設ける。全体は横ナデ調整で整形し、更に、内外共にヘラによる縦方向のナデで整形する。この際に内面にはその調整痕が播り目状に残るが、それは播り目ではない。従って、本器は播り目のつけられていない鉢であり、それは別稿で記述している如く、常滑製品にみられる鉢であり、具体的には常滑の平井口1号窯跡にその形態の製品がみられるものである。

25～30、36～42は丹波の鉢。丹波の製品については参考のため信楽のIV期以外の製品についても記述することとする。

25は兵庫県篠山市三本峠北窯跡出土。全体は深い鉢形につくる。体部は内湾して開き、口縁部は外反しその端部は内側につまみ上げる形で縁をつくり、その断面は三角形を呈する。全体は横ナデ調整で整形し、内外共に底部付近をヘラで軽くナデで整形する。

26は兵庫県篠山市稲荷山窯跡出土。深い鉢形につくる。体部は内湾して開き、口縁部はその端面を内側にナデで断面を三角形につくる。全体は横ナデ調整で整形し、更に、内面をヘラで軽くナデで整形する。

27は兵庫県篠山市稲荷山窯跡出土。やや浅めの鉢で、体部は内湾して開き、口縁部は内側に折り曲げ直立させる形で端部を尖らせて取める。口縁部に片口を設ける。内面にヘラによる一本播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形し、更に、外面をヘラで軽くナデで整形する。

28は兵庫県三田市中尾城跡出土。全体は深い鉢形につくる。体部は直線的に開き、口縁部はそのままその端部を内側につまみ上げる形。ヘラによる一本播り目を内底も含めて密に施す。全体は横ナデ調整で整形し、外面に指頭圧痕による整形痕が残る。

29は兵庫県三田市中尾城跡出土。全体は深い鉢形につくる。体部は直線的に開き、口縁部はその端部を内側に丸く引き込む形。ヘラによる一本播り目を内底も含めて密に施す。片口を設ける。全体は横ナデ調整で整形する。

30は兵庫県三田市中尾城跡出土。体部は直線的に開き、口縁部は内側に引き込む形。ヘラによる一本播り目を内底も含めて密に施す。口縁部に片口を設ける。口縁部内面に「井」様の記号をヘラで刻んでいる。全体は横ナデ調整で整形し、外面の下部に指頭圧痕が残る。

31は伝世品。越前焼。浅く開いた形。口縁部はそのまま端部を丸く取める。口縁部の内面に一条の沈線を施し、それ以下に十條単位の櫛状工具による播り目を間隔を設けて施している。口縁部内面にヘラによる記号状の陰刻がある。

32は伝世品。越前焼。浅く開いた形。体部は直線的に開き、口縁部はそのままつまみ上げた形で尖らせて収める。口縁部内面に一条の沈線を施し、その下部に九条単位の櫛状工具による播り目を密に施す。

33は粟東市東坂遺跡出土。深い器形。体部は直線的に開き、口縁部は外反させ端部は尖らせて収める。五本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

34は守山市大宮遺跡出土。体部はやや内湾気味に開き、口縁部は外反させ端部は尖らせて収める。口縁部の内面に一条の沈線を施す。その下部に四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

35は守山市杉江遺跡出土。深い器形。体部は直線的に開く。口縁部は害半させ、その端部は尖らせて収める。四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施す。全体は横ナデ調整で整形する。

36～38は丹波下立杭窯跡出土。ほぼ同一の作出である。大降りて浅い鉢形につくる。体部は直線的に開く、口縁部はそのままその上端部をナデで断面を方形につくる。口縁部内面に二条の沈線を施し、ヘラによる一本播り目を見込みも含めて密に施す。口縁部は内面も含めて横ナデ調整で整形し、体部外面には指頭圧痕による整形痕が全面に残り、38では底部周辺はヘラによる横方向のナデで整形する。また、内面は不整方向のナデツケで整形している。

39～42は丹波釜谷北窯跡出土。全体に浅い鉢形につくり、40は大振りな播鉢である。体部は直線的に開き、口縁部はそのまま断面を方形につくるが、若干内側からのナデが強く、内側が丸みを帯びる。口縁部内面に一条の沈線状の凹線を施す。基本的に四本単位の櫛状工具による播り目を見込みを含めて密に施すが、41では四本と五本単位の櫛状工具で交互に播り目を設けている。全体は横ナデ調整で整形し、体部外面には指頭圧痕による整形痕が残る。40では底部周辺をヘラで横方向にナデで整形しているほか、口縁部を除く内面をナデツケにより整形している。

この下立杭窯跡、釜谷北窯跡の製品は信楽のⅥ期からⅦ期にかけての時期に平行するもので、ほぼ同

時期のものと思われるが、このように一本播り目の播鉢と櫛状工具による播り目の播鉢が平行してつくられている点に特色がある。この点は前稿（『信楽と丹波』『紀要』3号 財団法人滋賀県文化財保護協会）で記述した如く、これらの製品の前段階においても一本播り目の播鉢と櫛状工具による播り目の播鉢とが平行してつくられていることを敷衍したものといえ、また、それら前段階のものも含めて、櫛状工具による播り目の櫛目が四～五本である点は越前、備前、瀬戸などの播り目が九本以上の櫛目をもつ工具により施されているものと相異なるものである。中世窯においてこの少ない播り目を用いているのは信楽のみであり、丹波は基本的に一本播り目を使用することからみて、丹波においてこの少ない播り目を用いるのは信楽の影響による、信楽の製品の技法を取り入れたと見ることが出来るであろう。因みに、この両窯跡に続く時期の製品は前稿で記述した如く、縁帯口縁をもつ播鉢であり、それはまた信楽における変化である点も信楽と丹波が関連をもっていることの例証であろう。

## （2）Ⅳ期の播鉢について

Ⅳ期の播鉢の特徴は基本的には、体部は浅く内湾して開き口縁部は外反しその端部はつまみ出す形につくり、三～四本単位の櫛状工具による播り目を疎らに施すものである。この条件に該当する播鉢は2～4、7～9、11、12、14～16、19、20、22、23である。そのほかここに掲載した播鉢には上記の要素とは異なるものがある。それは1、5、10の如く標準より深い形態につくるものであり、また、深く大きくつくる13、17、21、22であり、先述した常滑の形態につくる24である。以上の各種の播鉢をまとめると以下の四種に分類できる。

- ① 口縁部・体部の形態に若干の変異はあるものの、浅く開く形の協期の標準的なもの
- ② 深い形態につくるもの
- ③ 深く大きくつくるもの
- ④ 常滑の形態につくるもの

これらのうち①種は微妙な相違はあるが同一種とみられ、量が多いことから、Ⅳ期の信楽における普遍的な製品といえるであろう。従って、その他の三種は変異種と考えられる。これらの変異

種はどのような条件で作られているのであろうか、それはおそらく、信楽の内部に伏在する他の窯場の影響であろうと考えられる。具体的には常滑、越前、丹波である。信楽はその成立の当初から常滑、越前と直接的・間接的な関わりを有しており、それはこのIV期においても指摘でき、また、丹波との関連も指摘できる。そうした観点から上記の②、③種を観察すると、②種はその形態が丹波の播鉢に類似し、(夙)種は越前の播鉢にそれぞれ類似することが指摘できる。第3図にそれらの原型とみられる常滑、越前、丹波の播鉢を呈示しているが、比較して明らかなように、特に口縁部に大きな相違があり、また、播り目にもそれぞれ違いがみられる。次にそれらを具体的に記述してみよう。

②種に対応するのは丹波の播鉢であり、当該期の丹波の製品として呈示したのは兵庫県中尾城跡出土品である。それらの播鉢は器高を高く作り、あまり開かずに立ち上がる形態であり、全体に深い鉢の形状につくるものである。口縁部はその端部を内側につまみ上げる形で、外側に稜をつくる断面三角形のものである。また、その播り目はヘラによる一本播り目を密に施すもので、内低にもそれが施される例が多い。丹波に特有の指頭圧痕による整形痕を残すものはそれほど顕著ではないが、体部下半にそれが認められるものがある。因みに、丹波ではこの形態の播鉢を焼成した窯跡は未発見であり、また、別稿（「信楽と丹波・越前」『紀要』17号 財団法人滋賀県文化財保護協会 2004年）で述べた如く、この時期に丹波では越前、あるいは備前の影響を受けたとみられる櫛状工具による播り目を施した播鉢がつくられているのである。これに対応するとみられる信楽の(夙)種播鉢は1、5～7、33、35である。これらはその口径に比して器高を高く作り、体部はほぼ直線的に開くもので、標準的な信楽の播鉢が体部を内湾させて立ち上がる形につくるものとの相違があり、前記の丹波の播鉢の影響が考えられる。そのうち特に1や5は体部下半に指頭圧痕が残る点も丹波との関連を惹起させるものである。この両者の基本的な相違はその口縁部の形態である。丹波の例が先述したように、その端部を内側につまみ上げ外側に稜をつくる断面が三角形になる

つくりであるのに対し、信楽のそれは外反させて外側につまみ出すものとしているのである。いずれの産地でも口縁部についてはその当初の形態を踏襲しているものであり、丹波では三本峠北窯跡以来連続綿として断面三角形の口縁部がつくられており（25～30）、信楽では外側に折り曲げる形の口縁部がつくられる。このように丹波の播鉢の形態を模倣しながら、口縁部については信楽の通有のものがつけられたと考えられるのである。

③種に対応するのは越前の鉢である。この時期の越前の播鉢は体部はほぼ直線的に開き、口縁部はそのままつまみ上げた形で収め、口縁部の内面に沈線を施している。播り目は九本から十本単位の櫛状工具により密に施している。全体に広く浅い形状に作る。ここで(夙)種とした播り鉢は13、17、18、21、22で、体部の内湾がないか、あるいは、ゆるい。22を除き口縁部内面に沈線を施し、器高・口径の値が大きいという属性を持っており、それらは本来の信楽の鉢にないものであり、越前のそれを取り入れたものと考えられる。ただ、ここでも先の(夙)種と同様に口縁部は外反させている、あるいは、播り目に用いる櫛状工具も越前のそれほど多くない4～5本のものを用いるなど、信楽の特性は維持しているのである。

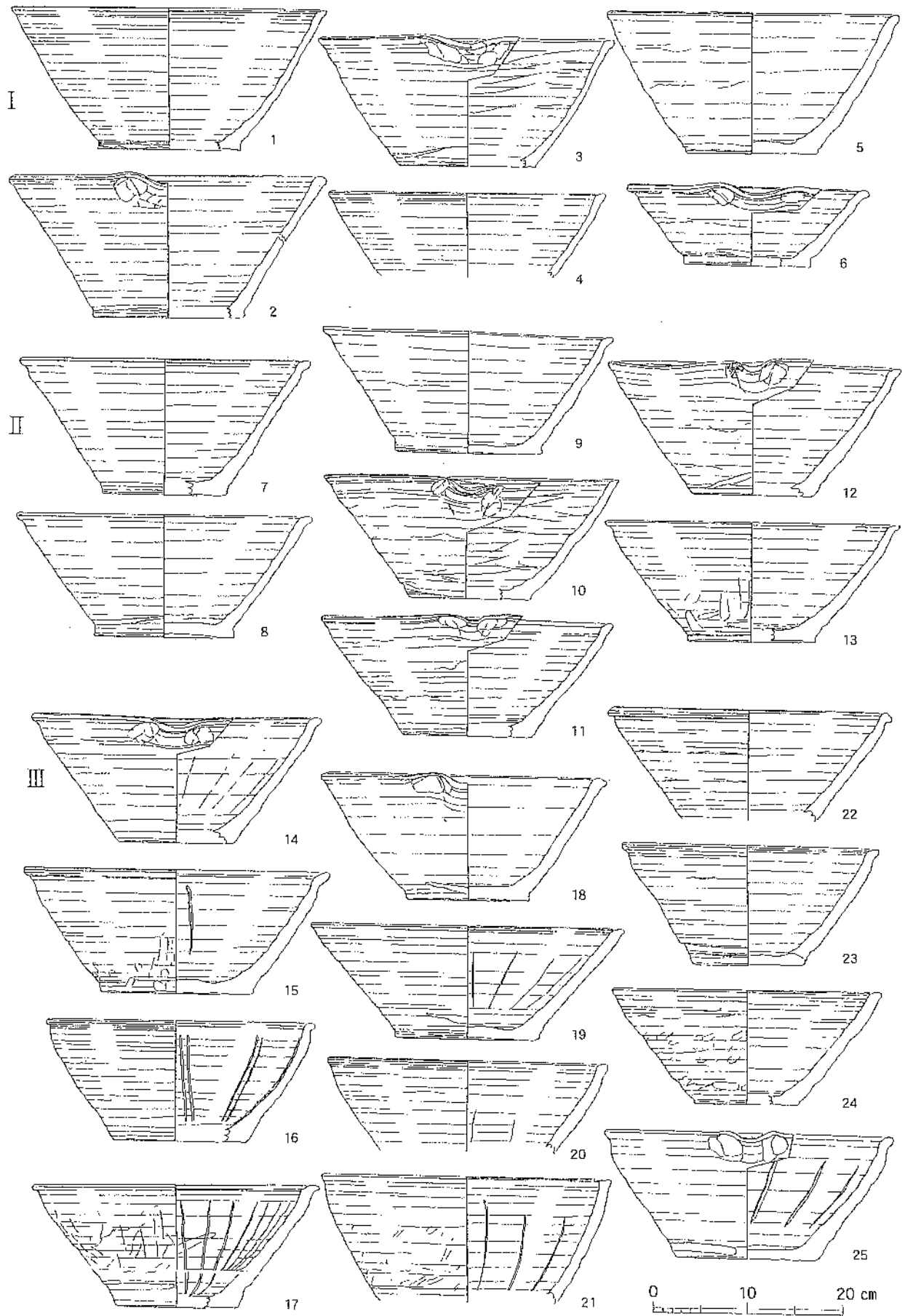
④種はこれまでに記述した如く、常滑そのものの製品であり、常滑の工人があるいは直接制作した可能性もあるものである。

このIV期の播鉢はⅢ期の捏鉢、一本播り目の播鉢の後継器種であり、ヘラによる播り目の試行を経て播鉢として完成した段階の製品と位置づけられる。その基本的な形態はⅢ期の製品の形態を踏襲しながら、各先行する窯場の播鉢の要素も取り入れ完成させたものといえる内容である。因みに、Ⅲ期の播鉢のうち的一本播り目の例には多くの変異形がある。それは例えば二～四本を一単位としてつける例であり、一単位の数がバラバラである例である。その中で例えば近江八幡市堀之内遺跡の例の如く、丹波の一本播り目の播鉢と同様の付け方の行われているものがあるように、一本播り目の播鉢が信楽にも採用される可能性はあったと見られる。しかし、この試行ともいべき段階を経て、IV期以降信楽で

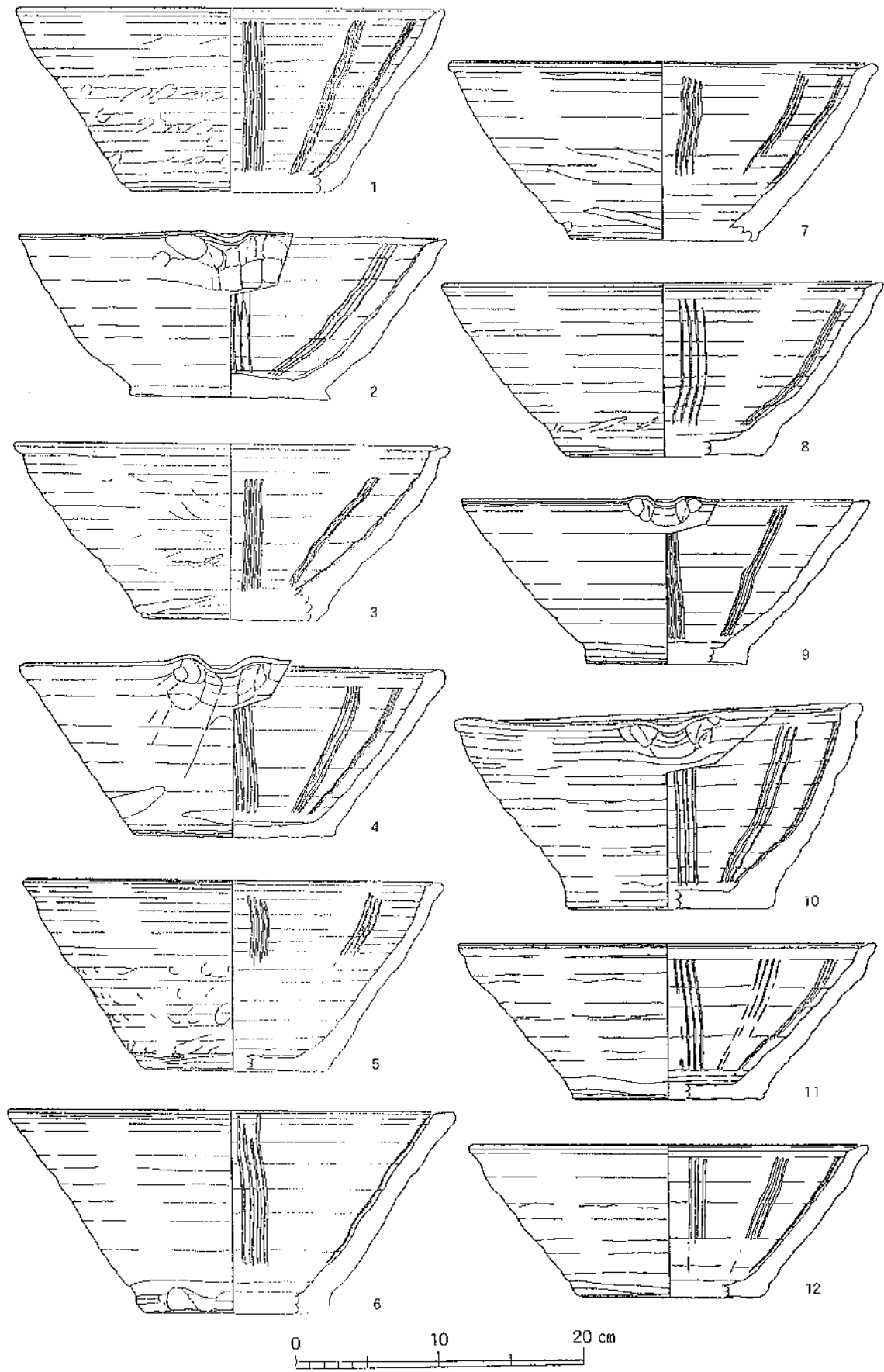
は四～五本単位の櫛状工具による播り目による播鉢が採用・制作される。この櫛状工具の本数は備前、瀬戸、越前などほかの窯跡の例に比して極端に少ないものであり、信楽の播鉢の特性の一つであり、それは例えば丹波の一本播り目の影響とも見られるが、このIV期においてその形態とともに信楽の固有の製品が完成したと評価できよう。

(まつざわ おさむ:企画調査課 技術主任)

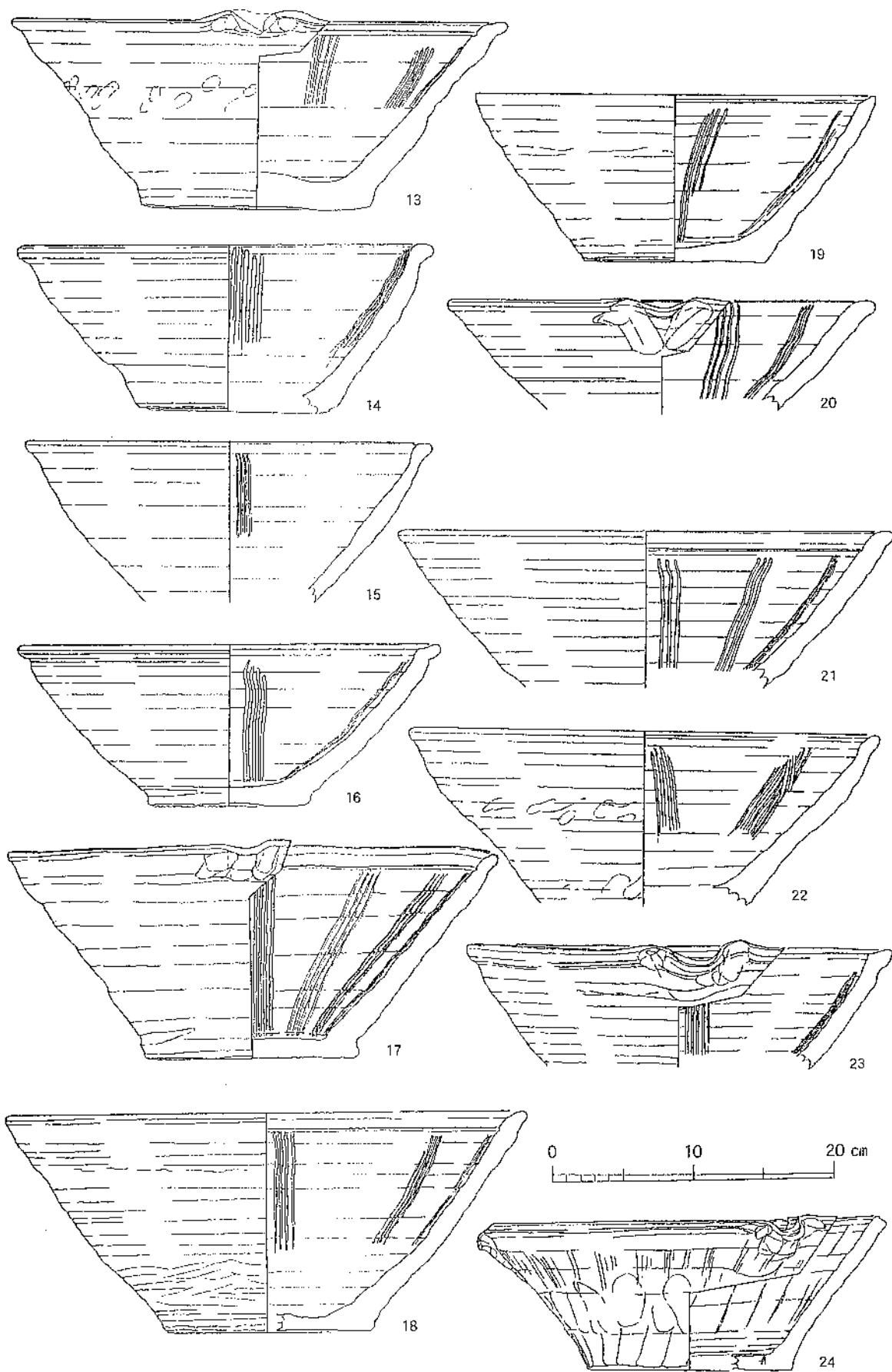




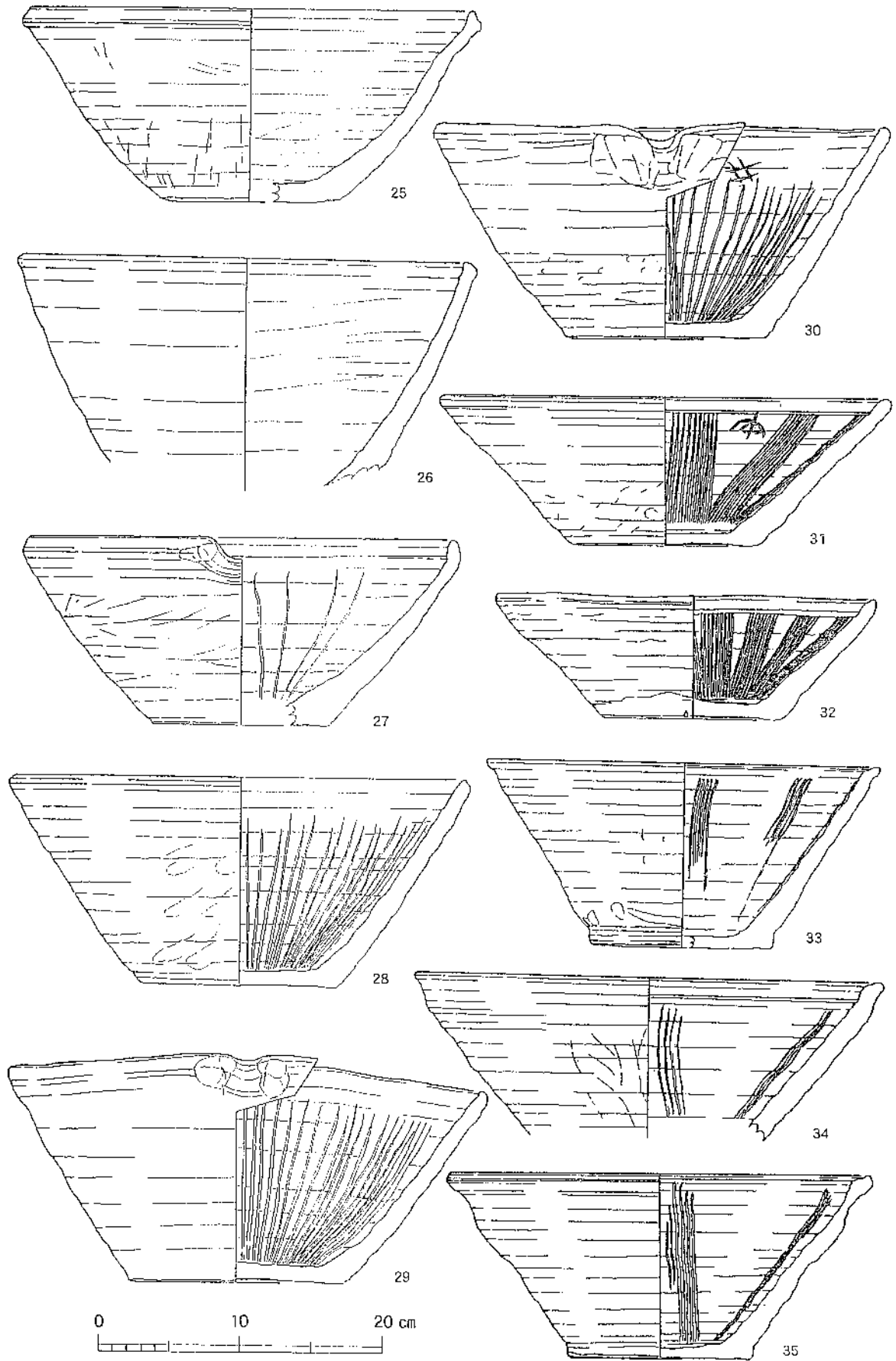
初期の捏鉢・播鉢



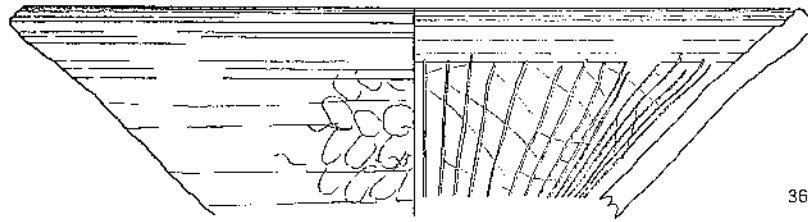
IV期の播鉢（1）



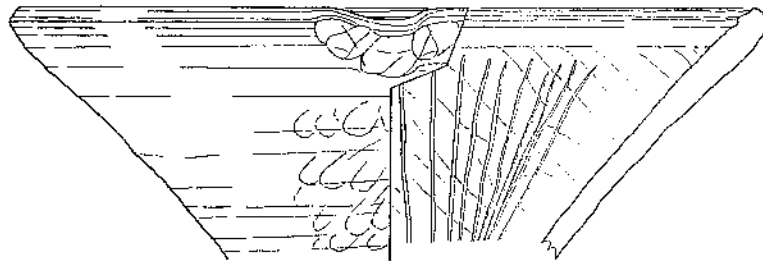
IV期の擂鉢（2）



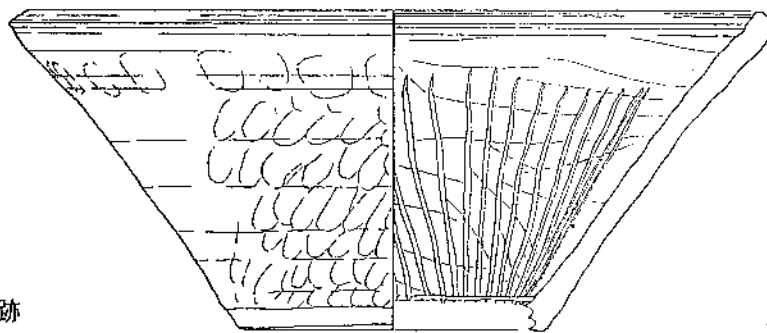
信楽IV期・丹波・越前の捏鉢・擂鉢



36

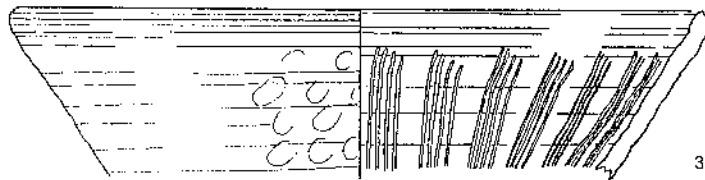
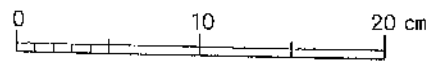


37

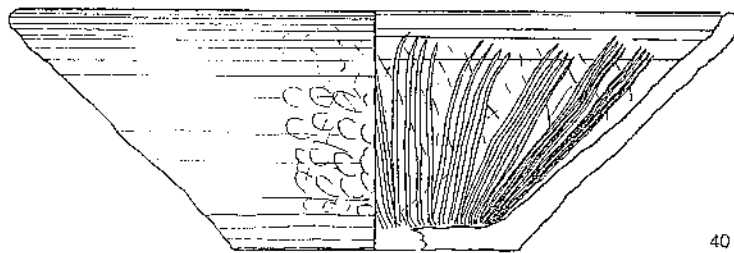


38

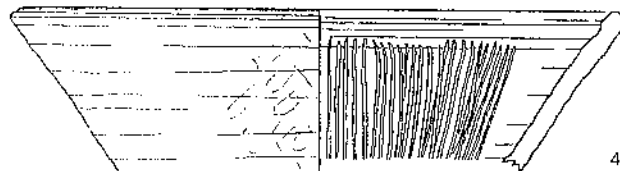
下立杭窯跡



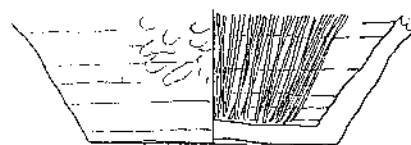
39



40



41

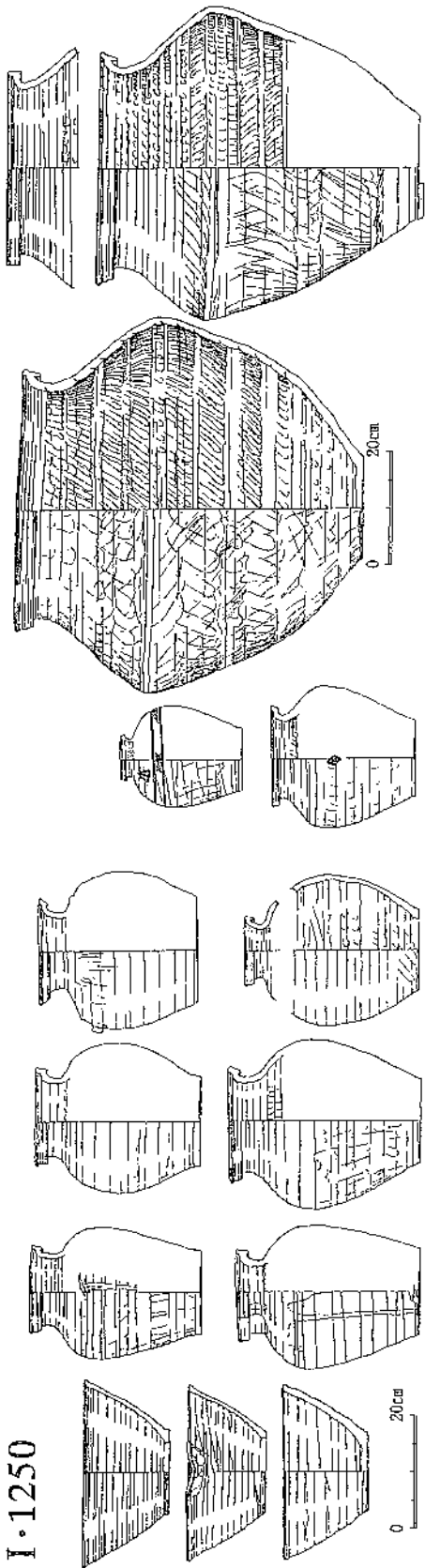


42

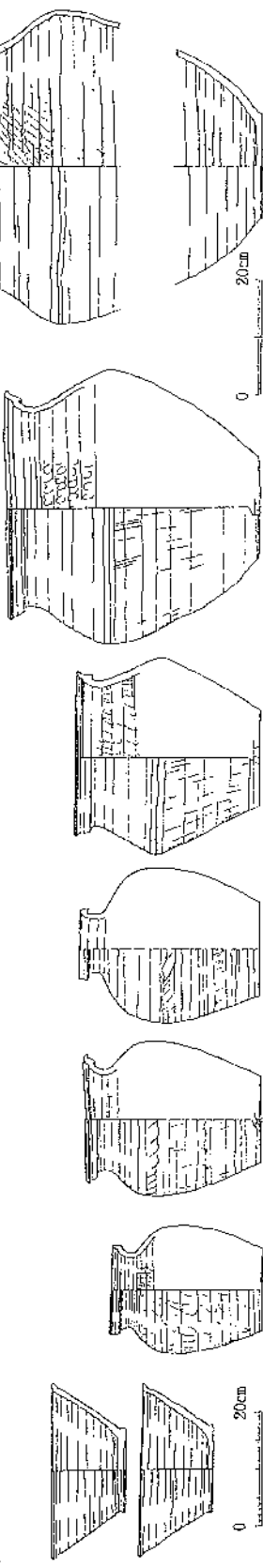
釜屋北窯跡

丹波の播鉢

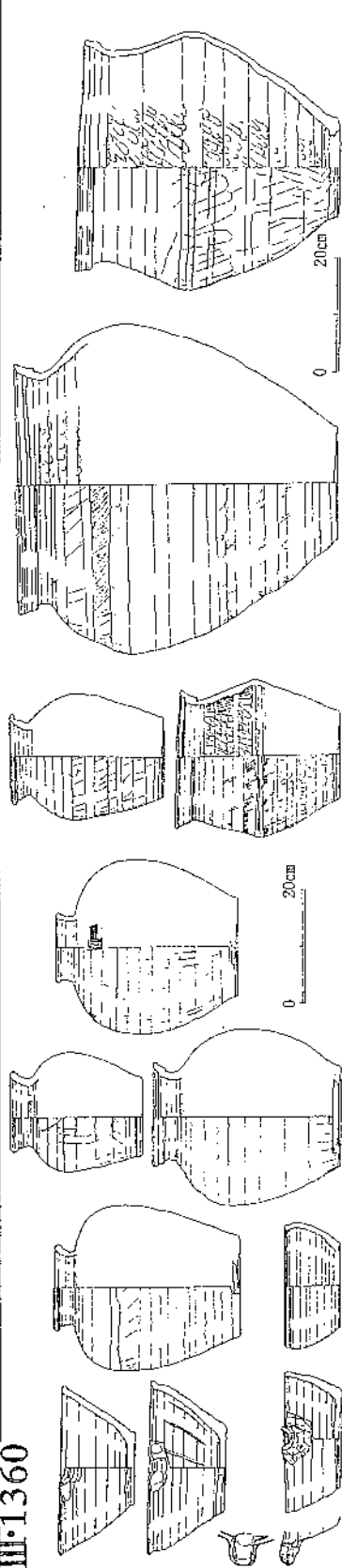
I・1250



II・1320



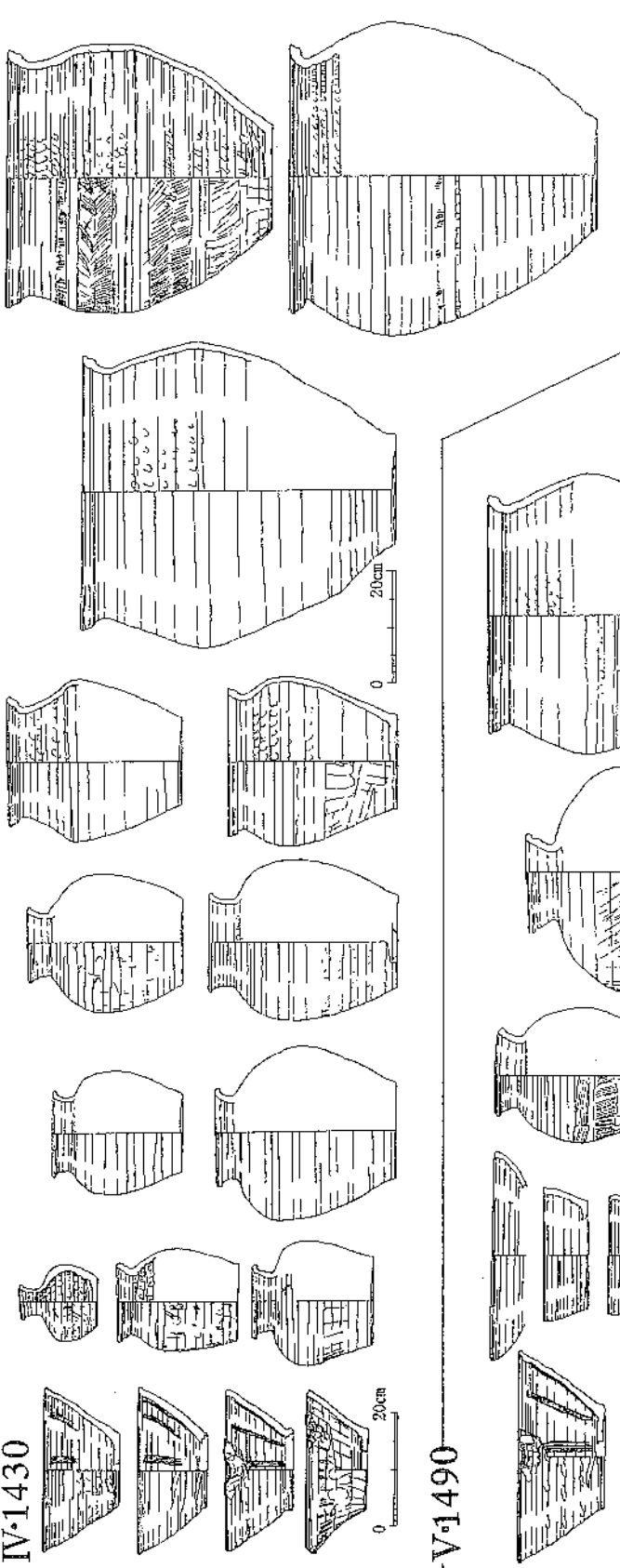
III・1360



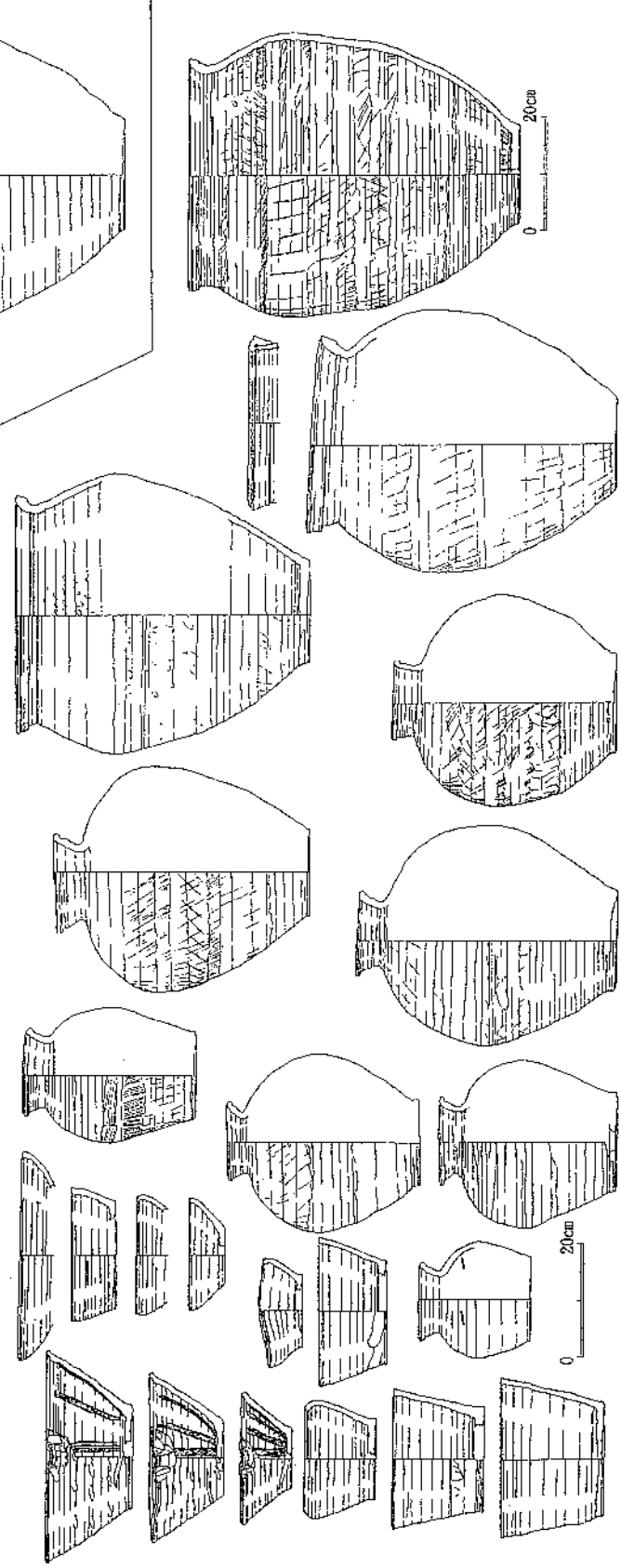
信楽編年図 (1)

「南松尾窯跡」『出土文化財資料化粧納業務報告書 I』より

IV・1430



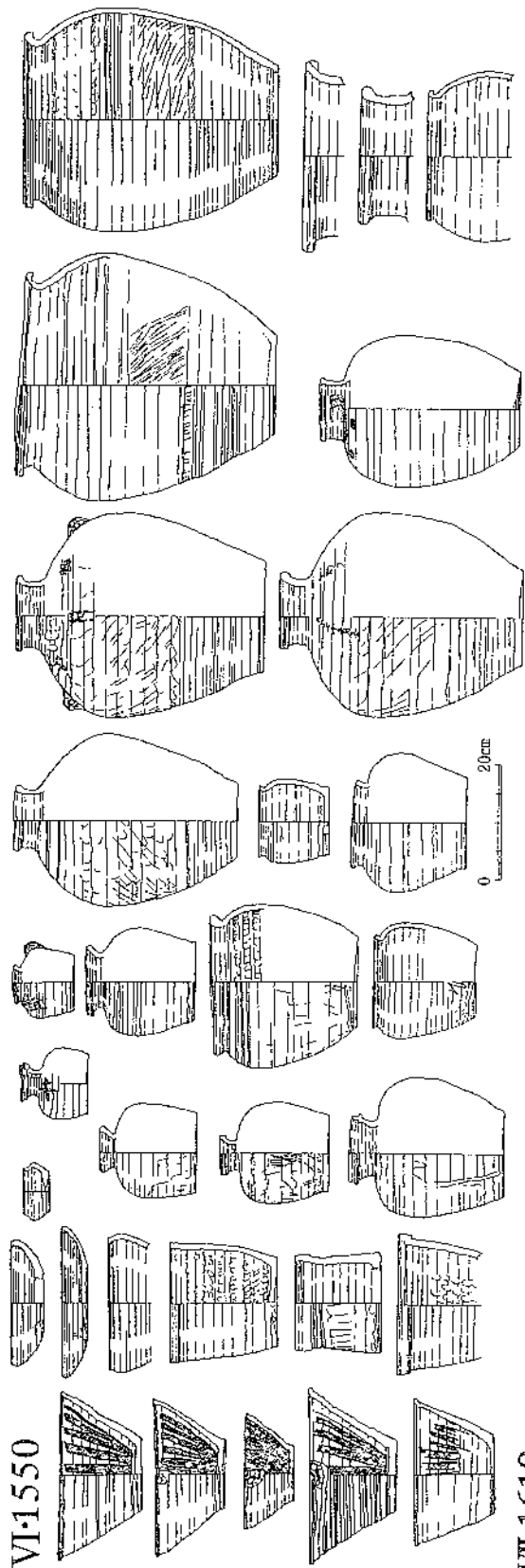
—IV・1490



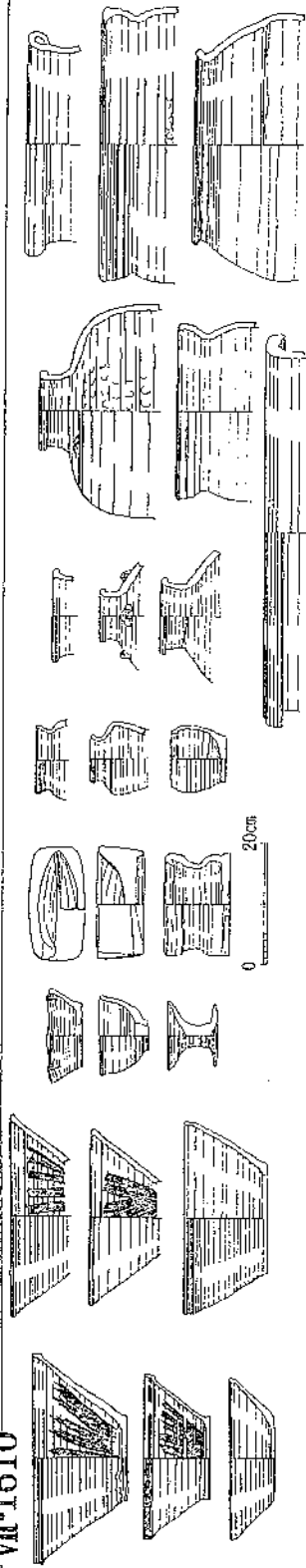
信楽壺年図(2)

「南松尾窯跡」『出土文化財資料化収納業務報告書1』より

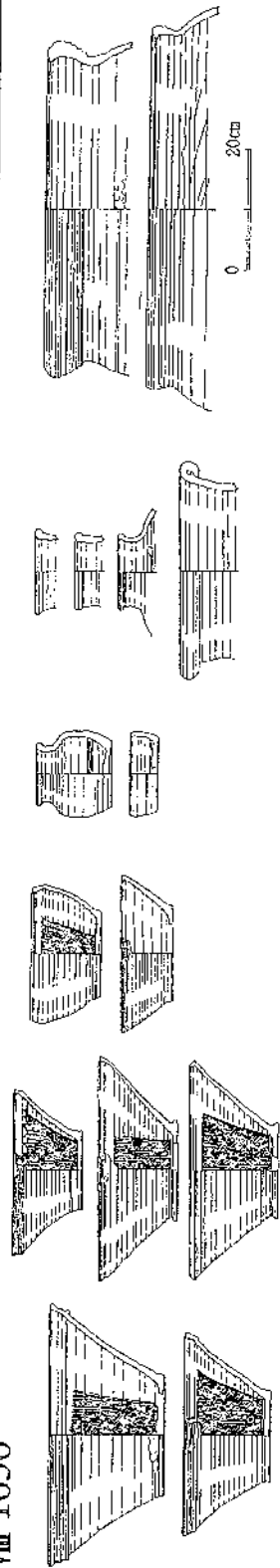
VI-1550



--VII-1610



--VIII-1650



信楽編年図 (3)

「南松尾窯跡」『出土文化財資料化収納業務報告書Ⅰ』より



#### 編集後記

序文にありますように、本協会は35周年を迎えました。これまでに蓄積された文化財に関する情報は膨大なものであります。その情報にふたたび埋もれることのないよう心がけたいものです。さて、今回の紀要には8本の力作の論考が寄せられました。さらに、35周年を記念して紀要の総目次も巻末に掲載いたしました。

本書が文化財の保護のため、広く活用されることを願っております。

(M.N.)

平成18年(2006年)3月

#### 紀 要 第19号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会

滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

TEL (077)548-9780

FAX (077)543-1525

URL: <http://www.shiga-bunkazai.jp>

E-mail: [mail@shiga-bunkazai.jp](mailto:mail@shiga-bunkazai.jp)

印刷・製本 富士出版印刷株式会社